

○漁業法（抜粋）

（知事管理漁獲可能量の設定）

第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量（以下この節及び第125条第1項第4号において「知事管理漁獲可能量」という。）を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

3～6（略）

○千葉県資源管理方針（抜粋）

7 まさば及びごまさば太平洋系群の資源管理方針

（1）（略）

（2）（略）

（3）漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を千葉県まさば及びごまさば太平洋系群漁業区分に配分する。

（4）（略）

まさば及びびごまさば太平洋系群の千葉県 T A C 配分量と漁獲実績

配分量	R3漁期		R4漁期		R5漁期		R6漁期*		平均**	
	現行水準		現行水準		現行水準		現行水準			
漁業種類	数量 (t)	割合	数量 (t)	割合	数量 (t)	割合	数量 (t)	割合	数量 (t)	割合
中型まさ網	661	21%	277	15%	259	10%	259	15%	399	16%
火光利用さば	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
敷網(あじ・さば棒受網)	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
定 置	2, 337	74%	1, 381	77%	2, 372	87%	1, 358	80%	2, 030	79%
小型定置	179	6%	139	8%	84	3%	80	5%	134	5%
その他	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
合 計	3, 177	100%	1, 797	100%	2, 715	100%	1, 697	100%	2, 563	100%

* R6は7月～翌4月末までの集計値

** R3～R5漁期の3か年平均

資料2-2

**伊豆諸島海域における「まさば及びごまさば太平洋系群」の
漁獲可能量（TAC）について**

1 経 緯

「伊豆諸島海域における「まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲可能量（TAC）については、関係都県で共通管理していくべき」との水産庁の指導があり、国及び一都三県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）で協議を重ねた結果、平成11年から東京都が一括管理することとなり、現在まで円滑に管理がなされている。

2 伊豆諸島海域における「まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲可能量

令和7管理年度における漁獲可能量の配分算定の考え方は、「令和2年から令和4年までの3か年の漁獲実績から算出したシェアを基に配分する」こととしている。

その結果、当該海域の「まさば及びごまさば太平洋系群」の漁獲可能量は「現行水準」となった。

【東京都資源管理方針の内容「まさば及びごまさば太平洋系群」】

- （1）管理期間：令和7管理年度（令和7年7月～令和8年6月）
- （2）対象海域：伊豆諸島周辺海域等
- （3）対象漁業：火光利用さば漁業、棒受け網漁業等
- （4）数 量：令和7管理年度：現行水準

3 伊豆諸島海域における「まさば及びごまさば太平洋系群」の 漁獲可能量と漁獲量

漁期※1	漁獲可能量 (トン)	漁獲量 (トン)	消化率 (%)	本県船の 漁獲量 (トン)	本県船 の割合 (%)
21 年	16,000	11,753	73.5	637	5.4
22 年	19,000	15,294	80.5	666	4.4
23 年	19,000	13,744	72.3	1,133	8.2
24 年	20,000	9,808	49.0	1,456	14.8
25 年	21,000	9,761	46.5	1,287	13.2
26 年	27,000	9,908	36.7	1,434	14.5
27 年	26,000	9,275	35.7	1,804	19.5
28 年	24,000	8,423	35.1	1,307	15.5
29 年	21,000	7,335	34.9	1,200	16.4
30 年	12,000	7,205	60.0	1,239	17.2
元年	15,000	5,860	39.1	1,293	22.1
2 年	10,000	6,449	64.5	1,279	19.8
3 年	現行水準	4,102	—	1,011	24.6
4 年	現行水準	3,788	—	674	17.8
5 年	現行水準	2,026	—	584	28.8
6 年※2	現行水準	952	—	301	31.6

※1 漁期は7月から翌年6月まで

※2 令和6年7月から令和7年4月末までの集計値